

都市計画東郷地区計画を次のように決定する。

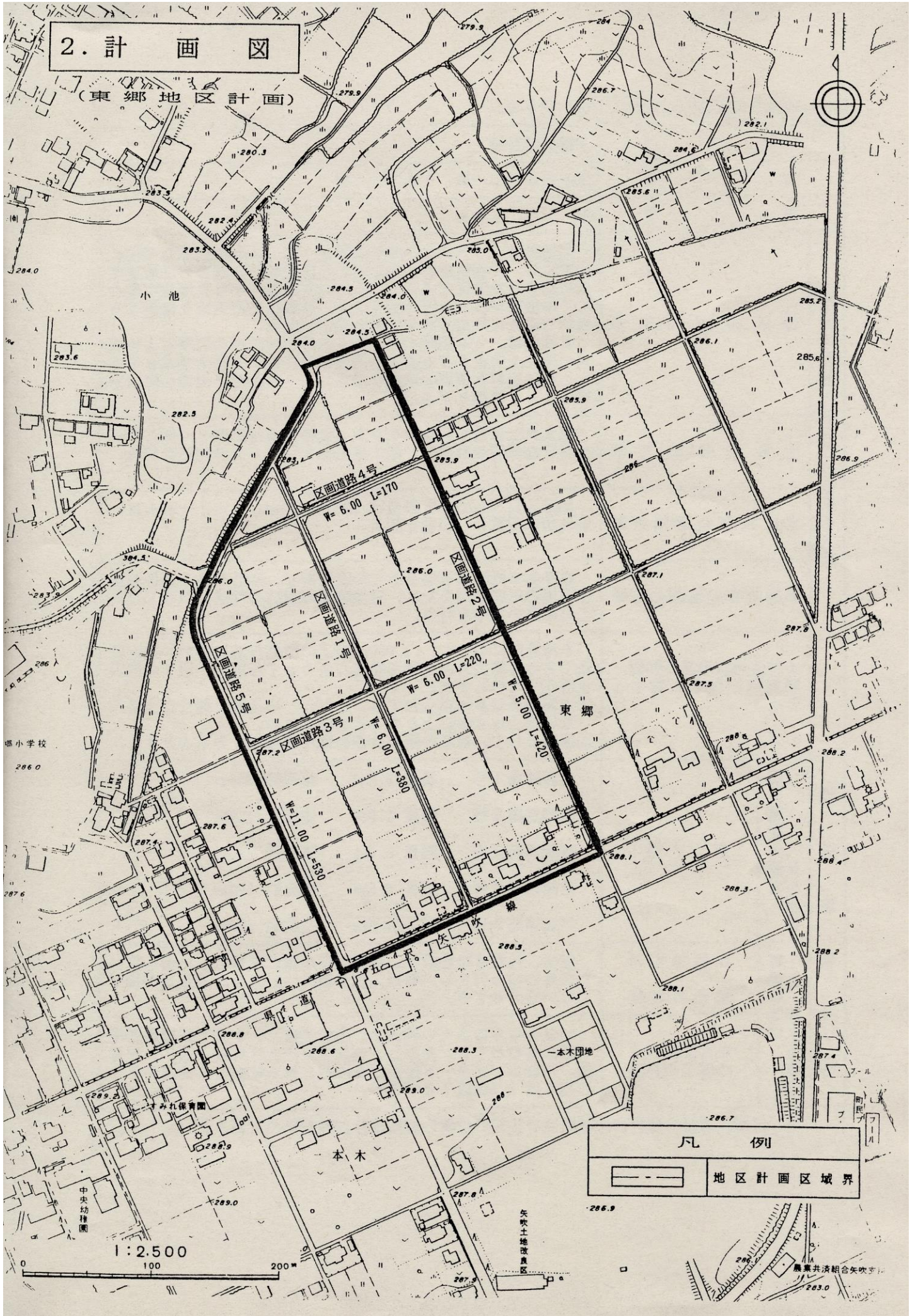
名	称	東郷地区計画	
位	置	矢吹町東郷の一部、一本木の一部	
面	積	約6.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR 東北本線矢吹駅から約 1km の市街地東端部に位置し、周囲は自然に恵まれた田園地域と、既存の低層住宅地に囲まれた地区である。これらの立地条件から低層住宅地としての需要が高い地区であるため、低層住宅市街地を整備する目的で新たに用途地域を定めた地区である。</p> <p>本地区は、ミニ開発やスプロール等の無秩序な開発による環境の悪化を防止するため、用途地域の決定の効果を増進させるとともに良好な環境の形成を誘導し、一体的な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>恵まれた環境を活かしながら、隣接する住宅地と一体となった良好な環境の低層一戸建て住宅地としての土地利用を図る。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>地区施設として、区画道路（幅員 11m、6m、一部 5m）を適切に配置し、整備を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>秩序ある低層住宅地としての街並みと、ゆとりある良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行う。</p>	
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>本地区内において、1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為に伴い、地区施設である道路以外の道路を築造しようとする場合、以下の内容を満たすものとする。</p> <p>①道路幅員は6m以上とする。ただし、小区間で通行に支障のない場合は4m以上とすることができる。</p> <p>②原則として、道路の両端は他の道路に接続するものとする。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	<p>区画道路 1号 幅員 6.0m 延長約 380m</p> <p>区画道路 2号 幅員 5.0m 延長約 420m</p> <p>区画道路 3号 幅員 6.0m 延長約 220m</p> <p>区画道路 4号 幅員 6.0m 延長約 170m</p> <p>区画道路 5号 幅員 11.0m 延長約 530m</p>
		建築物等の意匠の制限	<p>屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告等についても周辺環境を損なわないものとする。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>かきもしくはさくの構造は、生垣又はフェンスや鉄柵等透視可能なものとする。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びその他これらに類する構造の部分の高さは0.6m以下とする。</p>

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」



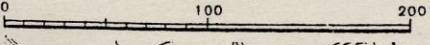
# 2. 計 画 図

(東郷地区計画)



凡 例	
- - -	地区計画区域界

1 : 2500



農業共済組合矢吹支店